

文化資源活用補助金

募集案内

募集期間 平成29年4月4日(火) ~ 5月12日(金)必着

奈良県では、文化財や、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』など奈良県ゆかりの文献史料、歴史上の人物及びそれらに基づく伝承・旧跡等、幅広い歴史文化資源を活用した地域振興に資する取り組みを支援します。ふるってご応募ください！

平成29年4月4日

奈良県 地域振興部 文化資源活用課

ホームページ：

平成29年度 文化資源活用補助金

検索

【 事業の趣旨 】

奈良県では、文化財や、『古事記』・『日本書紀』・『万葉集』など奈良県ゆかりの文献史料、歴史上の人物及びそれらに基づく伝承・旧跡等、幅広い歴史文化資源を活用した地域振興に資する取り組みの拡充を目指すため、文化資源活用補助金を創設しました。

【 歴史文化資源活用の定義 】

この補助金において、「歴史文化資源の活用」とは、歴史に触れ親しむ機会を創出し、または理解を深める一助となり、住民の郷土意識や地域への誇りの醸成をはじめとする地域振興に資する取り組みを行うことを指します。

【 事業概要 】

① 歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業

≪補助対象事業≫

- ・市町村指定文化財及び未指定文化財の保存・修理

➤補助対象事業等の詳細は2ページへ

② 歴史文化資源活用のための周辺整備に係る事業

≪補助対象事業≫

- ・環境整備
- ・解説案内板、誘導表示、標識・記念碑、展示施設の設置
- ・指定文化財の復原物、レプリカの設置

➤補助対象事業等の詳細は3ページへ

③ 歴史文化資源の普及啓発のためのイベント事業

≪補助対象事業≫

- ・歴史文化資源を学ぶ講演会、講座、シンポジウム等
- ・歴史文化資源を周遊する参加型事業等
- ・歴史文化資源を活かした演劇、演奏会等
- ・歴史文化資源を普及啓発する催し等

➤補助対象事業等の詳細は4ページへ

全事業共通の詳細は6ページへ

【 補助対象事業・補助対象経費・補助金の額 】

① 歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業

○ 補助対象事業

・ 事業の範囲は下表のとおり。

区 分		範 囲
保存・修理事業	有形文化財	保存修理
	遺跡・名勝等	保存修理、復元整備
	無形民俗文化財	伝承のための施設の修理、用具の修理、保存活用 (記録作成等)
	有形民俗文化財	修理、伝承のための資料収集等

ただし、同一年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金、奈良県文化財保存事業費補助金、史跡等整備活用補助金に申請される事業は補助対象外とする。

・ 対象となる歴史文化資源は (1) または (2) とする。

(1) 市町村指定文化財 (『古事記』『日本書紀』『万葉集』等、本県ゆかりの文献史料に記載された奈良時代までの事物に関連するものに限る)

(2) 未指定文化財 (『古事記』『日本書紀』『万葉集』等、本県ゆかりの文献史料に記載された奈良時代までの事物に関連するもの)。ただし、保存・修理事業の内容が特定の宗教活動に利する事業ではないものに限る。

○ 補助対象経費

・ 補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費とする。

※ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

(1) 補助対象団体等の運営にかかる経常経費 (事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む)

(2) 補助対象とする歴史文化資源の日常的な維持管理にかかる経費

(3) 前各号に掲げるほか、この補助金の交付目的になじまないと認められる経費

○ 補助金の額

・ 補助対象経費の2分の1以内 (1, 000円未満の端数は切り捨て)

・ 1 補助対象団体あたりの限度額は5百万円

②歴史文化資源活用のための周辺整備にかかる事業

○補助対象事業

- ・対象となる事業の範囲は下表のとおり。

区 分	範 囲
環境整備	歴史文化資源の説明力向上に資する環境整備
工作物設置	歴史文化資源の説明に資する解説案内板
	歴史文化資源へ誘導する誘導表示
	歴史文化資源の存在を示す標識・記念碑
	歴史文化資源の展示力向上に資する展示設備
	歴史文化資源の説明力向上に資する指定文化財の復元物及びレプリカ

ただし、同一年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金、奈良県文化財保存事業費補助金、史跡等整備活用補助金に申請される事業は補助対象外とする。

- ・対象となる歴史文化資源は（1）から（4）のいずれかとする。
 - （1）国指定文化財
 - （2）県指定文化財
 - （3）市町村指定文化財（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等、本県ゆかりの文献史料に記載された奈良時代までの事物に関連するものに限る）
 - （4）その他の歴史文化資源（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等、本県ゆかりの文献史料に記載された奈良時代までの事物に関連するもの）。ただし、周辺整備に係る事業の内容が特定の宗教活動に利する事業ではないものに限る。

○補助対象経費

- ・補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費とする。

※ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

- （1）補助対象団体等の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む。）
- （2）補助対象とする歴史文化資源の日常的な維持管理にかかる経費
- （3）そのほか、この補助金の交付目的になじまないと認められる経費

○補助金の額

- ・補助対象経費の2分の1以内（1, 0 0 0円未満の端数は切り捨て）
- ・1 補助対象団体あたりの限度額は5百万円

③歴史文化資源の普及啓発のためのイベント事業

○補助対象事業

・対象となる事業の範囲は下表のとおり。

区 分	範 囲
イベント事業	歴史文化資源を学ぶ講演会、講座、シンポジウム等
	歴史文化資源を周遊する参加型事業等
	歴史文化資源を活かした演劇、演奏会等
	歴史文化資源を普及啓発する催し等

ただし、対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 特定の個人又は団体の親睦を目指していないこと。
- (2) 寄附を目的としないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 県から他の補助金等の交付を受けていないこと。

・対象となる歴史文化資源は(1)から(4)のいずれかとする。

- (1) 国指定文化財
- (2) 県指定文化財
- (3) 市町村指定文化財
- (4) その他の歴史文化資源（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等、本県ゆかりのもの）

○補助対象経費の内容

補助対象経費	内 容
報償費及び旅費	講師等謝金、出演料、交通費、宿泊費等
印刷費及び広報関係費	ポスター、チラシ及びパンフレット作成費、広告料、宣伝料、印刷・製本費、ホームページ関連費用等
会場費及び設営費	会場使用料、設備使用料、会場設営及び撤去費、音響費、照明費、運搬費、会場整理・警備費、展示品借上料等
その他	保険料、消耗品費、材料費、送料、手数料等

※ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

- ・補助対象団体の構成員以外が支出した経費
- ・補助対象団体の構成員に対する謝金
- ・補助対象団体の構成員及び講師等以外に対する旅費及び宿泊費
- ・ガソリン代（レンタカーの場合を除く）
- ・補助対象団体の構成員自身が請求者となっている経費で、必要性・合理性のないもの

- ・事業終了後補助対象団体に残るもの（衣装・楽器・美術作品等）の購入費
- ・賞金・賞品等に係る経費
- ・レセプション費用及び飲食関係費用
- ・その他助成対象として適当でないと知事が判断したもの

○補助金の額

- ・補助対象経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）
 ※入場料等収入…入場料、参加料の他、有料頒布するパンフレットや図録等
- ・1補助対象団体あたりの限度額は50万円

以下、全事業共通事項

【事業の実施期間】

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に着手し、完了する事業

（注意）交付決定は平成29年6月中旬を予定しています。審査の結果、採択できない場合もありますので、補助金の交付を前提とした事業着手は行わないでください。補助金の交付がなければ事業が実施できない場合は、交付決定通知を待つて事業を開始してください。なお、補助金の交付決定前に事業が終了しているものは対象にできません。

※6月中旬予定の交付決定前に事業に着手する場合には、「交付決定前着手届（任意様式）」の提出が必要となります。

【補助対象団体等】

- ・当補助金の対象となる者は(1)から(4)のいずれかの者とする。
 - (1) 県内の市町村
 - (2) 歴史文化資源を所有又は管理する者のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 県内に居住するもの。
 - イ 事業を完遂できる見込みがあること。
 - ウ 会計経理が明確であること。
 - エ 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 歴史文化資源を所有又は管理する団体のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有すること。
 - イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
 - ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - エ 会計経理が明確であること。
 - オ 政治活動を目的としないこと。
 - カ 宗教活動を目的としないこと。

キ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。

ク 役員の全員が、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること。

(4) 歴史文化資源を活用した事業を実施する団体のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
ア 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有すること。

イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。

ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。

エ 会計経理が明確であること。

オ 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

カ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。

キ 役員の全員が、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること。

※ 「③歴史文化資源の普及啓発のためのイベント事業」は、補助対象団体等から(1)及び(2)を除く。

※ 以下に該当する場合は、(3)カを除く。

・「①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業」において

対象を(1)市町村指定文化財（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等…に限る）とする場合

・「②歴史文化資源活用のための周辺整備に係る事業」において

対象を(1)国指定文化財、(2)県指定文化財、(3)市町村指定文化財（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等…に限る）とする場合

○補助対象団体等の早見表

補助対象団体等がどの事業の対象となるかを下表にまとめてあります。事業によって、申請できる対象者が異なりますのでご確認ください。

対象者 \ 対象事業	①保存・修理事業	②周辺整備に係る事業	③イベント事業
(1)県内の市町村	○	○	×
(2)歴史文化資源を 所有又は管理する者	○	○	×
(3)歴史文化資源を 所有又は管理する団体	○※1	○※2	○
(4)歴史文化資源を活用 した事業を実施する団体	○	○	○

※1 対象とする歴史文化資源が(1)市町村指定文化財（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等…に限る）の場合は、宗教活動を目的とする団体も申請可能。

※2 対象とする歴史文化資源が(1)国指定文化財、(2)県指定文化財、(3)市町村指定文化財（『古事記』『日本書紀』『万葉集』等…に限る）の場合は、宗教活動を目的とする団体も申請可能。

【申請】

○申請書類

以下の①から③までの事業について、それぞれの事業を組み合わせる申請することも可能です。事業毎に必要な申請書類が異なりますので、必要書類を下記早見表よりご確認ください。

- ①…歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業
- ②…歴史文化資源活用のための周辺整備に係る事業
- ③…歴史文化資源の普及啓発のためのイベント事業

申請書類の早見表

申請する事業 書類名	①のみ、 ②のみ、 ①及び②	③のみ	①及び③、 ②及び③、 ①、②及び③
(1)文化資源活用補助金 交付申請書（第1号様式）	○	○	○
(2)歴史文化資源データベース 登載シート（第2号様式）	○	×	○
(3)事業計画書（第3号様式）	○	○	○
(4)収支予算書（第4-1号様式）	○	×	○
(5)収支予算書（第4-2号様式）	×	○	○
(6)団体調書（第5号様式）	○	○	○
(7)事業実施体制（第6号様式）	○	○	○
(8)団体目的等についての誓約書 （第7号様式）	○	○	○
(9)団体の規約、定款等の写し 及び役員名簿	○	○	○
(10) 交付決定前着手届 （任意様式）	○	○	○
(11)その他参考となる書類 過去の催しや団体紹介チラシ等	○	○	○

※ 申請者が市町村又は個人の場合、(6)～(9)の書類は提出不要です。

※ (3)事業計画書（第3号様式）について

「①保存・修理事業」及び「②周辺整備に係る事業」は位置図、図面、現状写真及び事業の内容を示す資料等を添付してください。

※ (7)事業実施体制について

審査委員（下記【審査】参照）が役員及び職員で参加している場合は申請できません。

○申請書類の注意点

- ・所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則としてワープロ、パソコンで作成してください。
- ・用紙のサイズはA4で統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。
なお、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさを結構です。
- ・提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。
- ・提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。
- ・申請に際して、文化財等に係る国、県、市町村等の許可が必要な場合は、事前に関係機関と調整してください。

◀申請書の入手方法▶

- 「文化資源活用課」のホームページから入手してください
「奈良県ホームページ」→「県の組織」→「地域振興部」→「文化資源活用課」
→「新着情報」→「平成29年度「文化資活用補助金」の募集について」

○申請書類の提出期限

平成29年5月12日（金）必着（持参の場合は、当日17：00まで）

○提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域振興部 文化資源活用課 文化資源活用係

注）提出は持参若しくは郵送に限ります（FAX、メールでの応募はできません）。

郵送の場合は必ず電話等で県文化資源活用課に到着確認を行ってください。

送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

【 審査 】

- ・申請のあった事業について、審査を行い、採択の可否を決定します。

○第1次審査（書面による審査）5月中旬

奈良県地域振興部において、申請書類の書面審査を以下の観点から行います。

- ・申請者が「補助対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・申請事業が「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ・単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること
- ・文化財への改変などの悪影響がないこと

○第2次審査（外部の有識者等を含む選定審査会による審査）6月上旬

審査会において、事業内容、地域のバランス等を考慮しながら、総合審査のうえ採択・不採択を決定します。なお、採択にあたっては第1次審査の内容を参考にすることがあります。

○審査委員（予定）

審査委員は変更の可能性があります。

- ・国枝 よしみ （成蹊短期大学副学長）
- ・佐野 真由子 （国際日本文化研究センター）
- ・田辺 征夫 （奈良県立大学特任教授）
- ・都築 由美 （奈良市教育委員）
- ・村田 崇 （奈良県地域振興部長）

○審査基準

①目的の妥当性	・補助金の趣旨を踏まえた的確な事業目的が設定されているか ・目的の設定にあたっては地域の課題や団体の現状、応募分野を取り巻く状況等を踏まえた十分な検証がなされているか
②手段の有効性	・実施内容及び実施方法等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか
③公益性	・不特定多数の者に効果が還元されるものであるか
④事業効果	・他事業や他団体との連携により相乗効果が見込めるか ・費用に対して効果が見込めるか
⑤実効性	・団体の事業の遂行能力は十分か ・事業計画は実現可能なものか ・経費の積算は適切か ・手段内容等が適切で、法規則を遵守しており、実施により歴史文化資源に損傷等の悪影響を及ぼすことがないか。

【 補助金の交付決定及び実績報告等 】

○補助金の交付決定

採択された事業については、交付決定通知を送付します。なお、交付にあたっては条件を付けることがあります。

○実績報告

補助事業が完了したときは、事業完了日から30日以内又は平成30年3月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書に必要な書類を添付して提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類を提出していただきますので、会計経理は適正に行ってください。

○補助金の交付

実績報告書が適当と認められたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。通知を受けた補助事業者は、補助金請求書を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

【 事業スケジュール 】

事 項	日 程
応募期間	平成29年4月4日（火）～ 5月12日（金）
第1次審査	平成29年5月中旬
第2次審査	平成29年6月上旬
採択事業の決定、公表	平成29年6月下旬
補助事業の着手	平成29年4月1日以降（ただし、上記「事業の実施期間」を参照してください）
補助事業の完了	平成30年3月30日（金）まで
事業実施報告	事業完了日から30日以内又は平成30年3月30日（金）のいずれか早い日まで
補助金の額確定、交付	報告書の審査後、速やかに

【 その他 】

○申請にかかる費用負担

- ・申請に係る費用及び事業実施後の報告に係る費用は、全て申請者の負担になります。

○情報公開

- ・申請書類の記載事項は、担当者に関する事項等の一部の個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・申請された事業名、事業内容、団体名及び代表者名は公表する場合があります。
- ・第1次、第2次審査の概要は公表する場合があります。
- ・市町村指定文化財・未指定文化財を対象とする事業については、申請内容について関係市町村に問い合わせする場合があります。

【問い合わせ先】

①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業

②歴史文化資源活用のための周辺整備にかかる事業について

➢奈良県文化資源活用課 文化資源活用係 小池

TEL：0742-27-2054

③歴史文化資源の普及啓発のためのイベント事業について

➢奈良県文化資源活用課 記紀万葉プロジェクト推進係 伊東

TEL：0742-27-8975